

第6章 工事申請

6. 1 工事申請

6. 1. 1 工事申込及び手続

- 1 工事を施行しようとする者（以下「工事申込者」という。）は、市に申込みをしなければならない。
- 2 工事を施行しようとするときは、あらかじめ市の設計審査を受けなければならない。

〈解説〉

工事申込みは、工事申込者が指定工事業者を選定し、当該工事に係わる設計施工を委任する。指定工事業者は、次に掲げる書類のうち、申込みに必要な書類を担当課室へ提出し、審査を受けなければならない。

工事申込時に必要な各関係書類を、次に掲げる。なお、様式については「様式集」を参照のこと。

- 1 給水装置工事申込書〔施行規程第3号様式〕（図6-1）
工事申込者名、指定工事業者名及び必要な事項を記入したもの。
提出部数 1部
- 2 同意書〔施行規程第4号様式〕
 - (1) 他人の家屋又は所有地内に給水装置を設置しようとする場合
 - (2) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとする場合提出部数 1部
- 3 代理人選定（変更）届〔施行規程第1号様式〕（図6-2）
給水装置の所有者又は工事申込者が市内に居住しないとき、又は市が必要と認めるときは、市内に居住する1名を代理人に選定する。
提出部数 1部
- 4 管理人選定届〔施行規程第2号様式〕（図6-3）
共同で給水装置を使用する（代用管含む）とき、共有者の中から1名を管理人として選定する。
提出部数 1部
- 5 給水装置所有者変更届〔施行規程第15号様式〕（図6-4）
給水装置（予定線・私設代用管含む）の所有者を変更する場合
提出部数 1部
- 6 給水装置使用廃止届〔施行規程第11号様式〕（図6-6）
給水装置を廃止する場合
提出部数 1部
- 7 貯水槽式・自家用給水設備確認報告書及び誓約書（図6-8・9）
6. 1. 2による。
提出部数 各1部
- 8 その他誓約書等（図6-7）

市が必要と認めた場合に提出

提出部数 各 1 部

9 設計書（給水台帳）（6. 2 参照）

設計した給水台帳

提出部数 1 部